

定期報告書の記入方法等に関する Q&A

Q 1 : 報告者欄に「農場名」となっていますが農場名はありません。どう記載すれば良いでしょうか。

A 1 : 「農場名」がなければ「家畜の所有者」または「施設の名称」を記載してください。法人の場合には、その名称も記載してください。

Q 2 : 所有者は同じなのですが、農場が離れた場所に複数あります。報告はどのようにすればいいですか？

A 2 : 農場毎に報告書を作成してください。また、1つの農場でも離れた場所に複数の衛生管理区域がある場合には、衛生管理区域ごとに飼養衛生管理者を選任し報告する必要がありますので、記入の際にはご注意ください。

Q 3 : 報告書の提出後に、報告内容が変更した場合、再度提出が必要ですか？

A 3 : 所有者や飼養頭羽数に変更になった場合は、その都度、報告する必要はありません。次回の報告時に新たな所有者、基準日(2月1日)時点の頭羽数を報告してください。ただし、飼養衛生管理者に関する報告内容の変更については、変更の都度、速やかに報告をお願いします。基本情報の様式を使用してください。HPにありますので、ダウンロードいただき、提出をお願いします。ダウンロードが難しい場合には、東京都家畜保健衛生所までご連絡ください。

Q 4 : 愛玩用としてウコッケイ、チャボ、マイクロブタ（ミニブタ）を飼っています。報告は必要ですか？また記入はどのようにすればいいですか？

A 4 : 飼養目的（畜産業、試験研究、教育（学校動物）、愛玩（観賞）、展示、競技等）にかかわらず、対象家畜の所有者は報告が必要です。対象家畜は表1を参照ください。烏骨鶏、チャボなどは、雌雄区別なく採卵鶏の欄に、日齢に応じて成鶏または育成鶏の欄に飼育羽数を記入して下さい。鶏種毎に記載する必要はありません。また、食肉目的のシャモ等は肉用鶏の欄に記入し、シャモ等の種類でも愛玩、観賞用等の目的で飼養している場合には採卵鶏の欄に記入して下さい。

マイクロブタ、ミニブタは繁殖豚の欄に、月齢別に飼養頭数を記入しマイクロブタ等である旨も併記してください。

なお、対象家畜を所有しているにもかかわらず定期の報告書を提出しなかった場合は、罰則（30万円以下の過料）規定もありますので毎年忘れずに提出してください

Q 5 : 家畜を複数種類所有していて、その他の欄に書ききれません。

A 5 : 別紙に所有家畜の一覧を記載し、添付資料として提出してください。

Q6： 山羊、めん羊、ミニブタなどいろいろな種類の家畜がいます。個々の種類の家畜頭数は少ないですが、合計で10頭になります。小規模所有者の報告書で良いでしょうか？

A6： 小規模所有者の報告書で結構です。ただし、飼養衛生管理状況等について家畜保健衛生所から問い合わせや追加資料の提供をお願いする場合には、ご協力願います。

Q7： 以前は飼養していて報告していましたが、現在は対象家畜がいません。その場合は「0」と記入して報告するのですか。また、いないことを連絡した方がいいですか？

A7： 現在飼養していなく、今後も飼養予定がない場合には、報告書の提出は必要ありませんが、次回の報告に関する通知の送付を停止いたしますので、お手数ですが東京都家畜保健衛生所まで電話連絡をお願いいたします。(042-588-7171)

Q8： 2月1日の基準日には対象家畜を飼養していませんが、飼養し始めたら報告書を提出するのですか？(これから愛玩豚を飼育、除草目的で夏期のみ山羊を飼育、ペットショップで鶏等の家畜を取り扱う予定がある等の場合)

A8： 基準日に飼養していない場合には報告書を提出する必要はないとされています。しかし、伝染病発生時などで連絡が必要となる場合も想定され、令和3年から新たに報告事項となった飼養衛生管理者の情報を把握する必要があることから、家畜保健衛生所に電話連絡または、基本情報を提出していただくとありがたいです。電話の場合には基本情報に関する事項などについて聞き取りさせていただきます。なお、2月1日での状況が集計されますので、この場合の報告は、集計されず統計には反映されません。報告対象となる家畜の種類は表1を参考にしてください

表1 報告の対象となる家畜と報告書記入要領

家畜(動物)の種類(品種)	記入要領
ミニチュアホース、ポニー、モウコノウマ、与那国馬	馬の欄に頭数、()内に種類を記入。
ミニブタ、マイクロブタ、ポッドペリー	月齢に応じて繁殖豚の欄に頭数、()内に種類、去勢の場合は雄の欄に記入。
採卵を目的に飼養している鶏、愛玩(観賞)用、教育(学校動物)用、展示用、実験動物用の鶏、白色レグホン、ウコッケイ、チャボ、シャモ、ロードアイランドレッド、名古屋種などで食肉目的以外で飼養する全ての鶏の品種	日齢に応じて採卵鶏の成鶏又は育成鶏の欄に羽数を記入する。 なお、愛玩(観賞)用の場合は羽数記入欄に(愛玩用)と付記してください。
ブロイラー、シャモ、その他食肉目的に飼養している鶏	肉用鶏の欄に羽数を記入する。
あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥	馬その他の欄のその他の欄の()内に鳥の種類を、下欄に羽数を記入する。
フランスガモ、ドバン(アヒル・フランスガモの交雑種)、マガモ、アイガモ(アヒルとマガモの交雑種)、ガチョウ、カルガモ、コールダック(あひるとみなす)	交雑種で左記に該当しない場合は、報告の必要はありません。
ヨーロッパウズラ	なお、伝染病の発生状況等で、変更(追加)される場合があります。
ヤマドリ(きじとみなす)	
エミュー(だちょうとみなす)	
ロバ、ウサギ、モルモット、ネズミ、ハムスター、リスなど	対象外のため記入・報告不要。
セキセイインコ、十姉妹、九官鳥、ハト、クジャク、野鳥など 上記の対象以外の鳥類	対象外のため記入・報告不要。

「飼養衛生管理者」制度に関する Q&A(農水省の手引きを引用、一部修正)

Q 1 : 「飼養衛生管理者」は何のために選任するのですか？

A 1 : 飼養衛生管理は、普段から家畜と接している、家畜の所有者や従事者全ての方が適切に実施することではじめて効果があるものです。一方で、平成 30 年 9 月以降の豚熱発生事例においては、ウイルスの特性に合わせて消毒方法の周知など、最新の家畜衛生に関する情報や知見を迅速に現場の皆様にお知らせできず、適切な衛生管理の実施を十分に促すことができなかつたという反省があります。また、一部の家畜の所有者の皆様にも、飼養衛生管理基準について正しくご理解いただけていない例もあったのではないかと考えています。このため、衛生管理区域ごとにきめ細やかに情報提供をし、家畜に接する全ての皆様が適正な飼養衛生管理を実施し、家畜の伝染性疾病の発生予防・まん延防止を徹底すべく、飼養衛生管理者制度を新設（令和 2 年から）しました。

Q 2 : 飼養衛生管理者の具体的な業務のイメージが湧きません。結局何をするのですか？

A 2 : 飼養衛生管理者の業務は主に 3 つです。

① 衛生管理区域に出入りする者の管理（チェック・指導）

衛生管理区域に出入りする者（従事者・運送業者等）が、衛生管理区域に入る際、きちんと靴を履き替えているか、消毒しているか等、飼養衛生管理基準の遵守をしているかチェックし、遵守していない場合には指導していただきます。

② 衛生管理区域の従業員への飼養衛生管理基準の周知・教育等

飼養衛生管理の皆様には、原則として都道府県等が開催する飼養衛生管理に関する研修会にご参加いただき、その理解を深めていただきたいと考えております。その上で、研修会で得た情報等を、衛生管理区域内の従事者に共有し、その理解を醸成していただきたいと考えています。

③ 国・都道府県から共有される家畜衛生に関する情報を踏まえた対応

今後、国・都道府県において、衛生管理者のメーリングリストを構築します。このメーリングリストを活用し、疾病の発生時に疫学情報やその疾病の特性に応じた適正な消毒方法等の伝染病発生時の家畜衛生に関する知見をお知らせするほか、飼養衛生に関する研修会の開催情報等を共有しますので、それらの情報に即して、適時適切に対応していただきたいと考えています。なお、東京都では情報セキュリティの関係で、メーリングリストの運用を見合わせていますが、スマホなどへのショートメールによる情報発信（緊急時等）を順次開始しています。

Q 3 : 「衛生管理区域」とは何ですか？

A 3 : 衛生管理区域とは、病原体の侵入やまん延を防止するために衛生的な管理が必要となる区域として、家畜の所有者が農場（飼育場所）に設定している区域をいいます。

※一般的には畜舎やその周辺の飼料タンク、飼料倉庫及び生乳処理室等を含む区域が衛生管理区域になります。なお、個別の農場によって異なるところもございますの

で、詳細は家畜保健衛生所にご相談ください。

Q 4 : 家畜の所有者（経営者）が自ら飼養衛生管理者となることはできないのですか？

A 4 : 家畜の所有者ご自身が、実際に家畜に接する従事者などが適正に飼養衛生管理を行っているかをチェックし、指導することができる衛生管理区域については、自ら飼養衛生管理者になることは可能です。また、家畜を愛玩飼育されている方では、日ごろ世話をしている方が望ましいと考えています。

Q 5 : 飼養衛生管理者に資格はありますか？

A 5 : 特段の資格要件はありません。一方で、選任される飼養衛生管理者については、家畜の飼養に従事している者の中でも、その衛生管理区域の管理経験や知識、管理指導の能力が豊富な方が望ましいと考えています。

Q 6 : 全ての衛生管理区域に別々の飼養衛生管理者を選任しなければならないのですか？

A 6 : 原則として、衛生管理区域ごとに、別の飼養衛生管理者を選任いただきたいと思います。一方で、近接した複数の衛生管理区域が一体的に管理されており、適正な衛生管理の実施に支障がないと考えられる場合には、同じ方を選任していただいても結構です。

適正な衛生管理の実施に支障がないと考えられる場合とは、例えば、公道を挟んで畜舎が分かれているものの、事実上、同一の者が一体となって飼養管理をしているケースなどです。複数の衛生管理区域が離れている場合には、それぞれの管理区域で衛生管理者を選任してください。

Q 7 : 畜産農家でなく、ペットや研究用、動物園での公開用として牛、豚、馬、鶏等を飼養している場合でも、飼養衛生管理者は選任しなければならないのでしょうか？

A 7 : 飼養衛生管理者は、牛、水牛、鹿、馬、めん羊、山羊、豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥又は七面鳥の所有者であれば、すべての方に選任義務があります。

このため、1頭（羽）でも対象動物を飼育している場合、例え畜産農家ではなく、ペットや研究用、動物園の公開用であっても選任義務があります。

Q 8 : 飼養衛生管理者はどのように報告するのですか。また、変更があった場合にはどうすればよいのですか？

A 8 : 令和3年からは、毎年提出いただいている、家伝法第12条の4に基づく定期報告書により報告することになります。報告様式が令和2年の報告書と異なりますのでご注意ください。選任する飼養衛生管理者の①氏名、②住所、③電話番号（携帯番号）、④メールアドレス、⑤管理する農場名と衛生管理区域名、⑥当該衛生管理区域の代表住所となります。

なお、飼養衛生管理者に変更があった場合には、変更後速やかに、変更前の飼養衛生管理者の氏名に加え、変更後の飼養衛生管理者の上記①～⑥の事項を家畜保健衛生所までご報告ください。一部の情報（アドレス等）の変更でも報告をお願いします。

Q 9 : なぜ飼養衛生管理者の連絡先を登録しなければならないのですか？登録したくない場

合には、拒否することもできますか？

A 9 : 国・都道府県では、メーリングリストを活用し、家畜衛生に関する情報を適時共有することで、家畜の伝染性疾病による被害を最小限に抑えたいと考えており、連絡先の登録については必須とさせていただきます。また、疾病発生時においても、迅速かつ確実に情報をお知らせできるよう、FAX や郵送でなく E メールによる情報共有を原則としています。なお、メールアドレスや E メールを閲覧できる機器をお持ちでない場合は、それらの取得に努めていただくようお願いいたします。難しい場合は、Eメールの内容を飼養衛生管理者に確実に伝達することにご協力いただけるご家族や所属する生産者団体等が管理するメールアドレスをご登録ください。なお、東京都ではセキュリティの関係で、メーリングリストの運用を見合わせていますが、スマホなどへのショートメールによる情報発信を検討していますので、携帯電話番号は必ず記載ください。

Q 1 0 : 飼養衛生管理者になると何か特別の責任を負うのでしょうか。また、仮に飼養衛生管理者を選任しなかった場合に、家畜の所有者に罰則が科されるのでしょうか？

A 1 0 : 飼養衛生管理者は、責任を持って、Q2 の業務を実施する必要があります。

飼養衛生管理者を選任しないなど、場合によっては、飼養衛生管理基準の不遵守に該当することもあり得るところ、遵守命令違反の場合、100 万円以下の罰金が科されるほか、氏名が公表される可能性があります。また、定期報告において、飼養衛生管理者の氏名、連絡先等を報告せず、又は虚偽の報告をした場合は、30 万円以下の過料が科される可能性があります。

Q 1 1 : 「飼養衛生管理基準」とは何ですか？

A 1 1 : 家畜の伝染性疾病の発生を予防するためには、家畜の所有者が日頃から適切な飼養衛生管理を実施することが重要です。家畜伝染病予防法では、家畜の所有者がその飼養に係る衛生管理に関し最低限守るべき基準（飼養衛生管理基準）を家畜の種類ごとに定め、その遵守を義務づけています。平成 16 年に制定され、直近の改正は令和 2 年 6 月に行われ、豚は、令和 2 年 7 月、その他の家畜は令和 2 年 10 月から施行されています。（一部の取り組みについては猶予期間が設定されています。）

詳細については、農林水産省 HP でご確認ください。

https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_shiyou/index.html